

# 八戸市医師会訪問看護ステーション運営規程

## (介護予防訪問看護を含む)

### (事業の目的)

第1条 八戸市医師会訪問看護ステーションが行う訪問看護事業は、利用者が要支援状態又は要介護状態となった場合においても、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図るよう適切に行う。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導・助言、又は説明を行う。
- (4) 訪問看護計画書の実施状況の把握をし、必要に応じ訪問看護計画書を変更し、訪問看護報告書とともに主治医に提出する。
- (5) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し適切な看護技術をもって行う。
- (6) 自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 八戸市医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地 青森県八戸市柏崎六丁目26番地1号

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護師 3名以上（常勤、内1名は管理者と兼務）

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士 1名以上

理学療法士職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を看護師と共に作成し、指定訪問看護の一環としてリハビリの提供に当たる。

(4) 事務職員 1名以上

必要な事務業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日（祝日も営業）までとする。

但し、12月29日から1月3日、医師会長が必要と認めた日を除く。

(2) 営業時間 平日 午前9時から午後5時30分までとする。

土曜日 午前9時から午後0時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 病状・全身状態の観察と看護

(2) 療養生活や介護方法の指導

(3) 処方薬の管理

(4) 食事、水分・栄養摂取の管理、排泄ケア

(5) 清拭・洗髪・入浴介助・陰部洗浄などの清潔の指導・援助

(6) ターミナルケア

(7) リハビリテーション

(8) 認知症や障がい者の看護

(9) 家族などの支援

(10) 褥瘡や創傷の処置

(11) カテーテルや医療機器などの操作・援助・管理

(12) その他医師の指示による診療の補助業務

(13) 社会資源の活用

(14) 緊急時の訪問看護

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の実施地域は、八戸市の区域とする。

但し、相談により八戸市の区域以外でもサービスに応じる場合もある。

(利用料その他の費用)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定訪問看護は法定代理受領サービス事業所である。

- 2 実施地域の居宅において行う指定訪問看護に要した交通費は無料とする。
- 3 指定訪問看護の提供のために、有料駐車場の契約をお願いする場合がある。
- 4 指定訪問看護を行う場合に、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第11条 事務所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事務所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の管理)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いにつとめるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情への対応方法)

第13条 利用者からの相談・苦情等に対する相談窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応する。

(事故発生時の防止策及び事故発生時の対応方法)

第14条 サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、家族、その他関係機関等に連絡を行うものとする。

- 2 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止の対策を講ずるものとする。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償をするものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 看護の資質の向上のために、全職員に研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又その家族の情報を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の情報を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、一般社団法人八戸市医師会交流センター・介護保険委員会で検討し、理事会の承認を得て決定する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

旧八戸市医師会訪問看護ステーション運営規程、八戸市医師会介護予防訪問看護運営規程は、18年9月30日に廃止する。

## 経過規程

1. 平成20年04月01日 第4条の(2)施行
2. 平成21年03月01日 第7条施行
3. 平成23年04月01日 第4条の(2)施行、第8条の2施行
4. 平成25年04月01日 第4条の(3)施行
5. 平成27年04月01日 第4条の(3)施行
6. 平成29年04月01日 第4条の(2)施行、第10・11・12条施行
7. 平成29年10月01日 第4条の(2)施行
8. 平成30年04月16日 第4条の(2)施行
9. 平成30年11月01日 第6・10・13条施行
10. 令和2年4月1日 第4条の(3)(4)施行
11. 令和5年4月1日 第5条の(1)(2)施行
12. 令和6年4月1日 第10条施行 以下番号繰下げ
13. 令和6年6月1日 第11条施行 以下番号繰下げ